

ANSER-SPC サービス利用規定

(2020 年 4 月 1 日改正)

1. (会計情報照会サービス)

パソコン等(以下「端末」という)による照会サービスは、契約者ご本人(以下「依頼人」という)からの端末による依頼に基づき、あらかじめ指定された口座の「入出金明細」、「振込明細」、「取立明細」、「振込および取立明細」のいずれか一つの明細照会と、預金残高の照会を行う場合に利用することが出来るものとします。この際、NTT が提供しているナンバーディスプレイ(発信番号通知サービス)を利用しますので、当申込書の記載した電話番号以外からは、取扱出来ません。

当行で受信したお申込口座の支店番号・科目・口座番号・暗証番号が届出の支店番号・科目・口座番号・暗証番号と一致した場合は、送信者を依頼人とみなし応答いたします。

2. (資金移動サービス)

「端末による資金移動サービス」(以下「本サービス」という)は、依頼人からの端末による依頼に基づき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」という)から、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ指定された預金口座(以下「入金指定口座」という)へ即時に入金するものと日付指定有りの予約振込を利用できるものとします。その他、都度指定振込として、入金指定口座の届出をしていない場合も、翌営業日以降の予約振込として利用できるものとします。

本サービスは、依頼人が占有管理する機器を使用して送信して下さい。

入金指定口座への入金、次の各号の方法で取扱います。

① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内のご本人口座間の資金移動は、「振替」として取扱います。

② 支払指定口座と入金指定口座とが異なる店舗にある場合または、支払指定口座と入金指定口座と異なる名義の場合は「振込」として取扱います。

③ 「振替」は、普通預金・当座預金・当座貸越から普通預金・当座預金・当座貸越間で、「振込」は、普通預金・当座預金から普通預金・当座預金間で行います。

3. (振込または振替の受付等)

本サービスにより振替または振込を依頼する場合は、当行が定めた番号宛送信を行い、当行の定める方法および操作手順により所定の内容を端末より操作して下さい。

当行で受信した支払指定口座の支店番号・科目・口座番号・暗証番号と一致した場合には、当行は送信者を依頼人とみなします。

ご依頼の内容については、当行が取引内容確認通知を受信した時点で確定するものとします。

ご依頼の内容が確定した場合、当行は即座に支払指定口座から振替金額または振込金額を、当行所定の方法で振替または振込の手続きをいたします。

支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定(総合口座・カードローン規定を含みます)、当座勘定規定、当座勘定貸越規定にかかわらず、通帳、カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。

この取扱による1回当たりの振替金額または振込金額の限度は、依頼人があらかじめ届出した金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は別途定めた時間内とします。

以下の各号に該当する場合、振替および振込はできません。

① 振替金額または振込金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用出来る範囲内の金額を含みます)を超えるとき。

② 支払指定口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。

③ 依頼人からの支払指定口座からの支払停止あるいは、入金指定口座への入金停止の届出がありそれに基づき当行が所定の手続きを行ったとき。

④ 差押え等、止むを得ない事情があり当行が支払あるいは入金を不適当と認めたとき。

⑤ 他金融機関への振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

4. (手数料)

本サービスの利用に当たっては、当行所定の基本手数料を支払っていただきます。その際の引落しは、当行所定の振替日とします。

本サービスにより振込される場合には、当行所定の送金手数料を支払っていただきます。その際の引落し方法は、振込または振替の都度の引落しと、後納扱いのいずれかとなります。

基本手数料は、当行所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしで指定預金口座から自動的に引落します。

5. (取引内容の確認)

この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳(総合口座通帳を含みます)等への記入または別途送付する当座勘定照合表により取引内容を照合してください。万一、取引内容に疑義がある場合、直ちにその旨お取引店に連絡ください。

6. (免責事項)

当行の責にやらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお当行が取引内容の確認通知を受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取引内容をお取引店にご確認ください。

この取扱いによる振替または振込依頼の受付の際、送信された支払指定口座の支店番号・科目・口座番号および暗証番号と届出の支店番号・科目・口座番号および暗証番号との一致を確認し、相違ないものと認めて取扱いしたうへは、暗証番号等につき、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責によるべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

7. (守秘事項)

端末のソフトウェアの内容を当行の許可なく第三者に開示または漏洩することはできません。

8. (届出事項の変更等)

暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に、当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責によるべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

9. (解約)

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱いによる振替または振込が発生しない場合は、その取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

10. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定(総合口座・カードローン規定を含みます)、当座勘定規定、当座勘定貸越規定、キャッシュカード規定により取扱います。

11. (契約期間)

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし以後も同様とします。

12. (規定の変更)

(1) 本規定の内容については、本サービスの利便性の向上または運用に支障をきたす恐れがある場合等は、ホームページ掲載による表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上